

議事日程第5号

平成28年9月21日(水)

第1 議案上程(議案第61号から第64号まで)

委員長報告(総務、予算特別、決算特別)

質疑、討論、表決

---

本日の会議に付した事件

第1 は議事日程に同じ

第2 議会案上程(議会案第39号)

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第3 議員派遣の件

---

出席議員(20人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 三浦 一郎	3番 米谷 勝
4番 木元 利明	5番 佐藤 誠	6番 古仲 清尚
7番 笹川 圭光	8番 安田 健次郎	9番 進藤 優子
10番 吉田 清孝	11番 船木 金光	12番 船橋 金弘
13番 畠山 富勝	14番 船木 正博	15番 中田 謙三
16番 小松 穂積	17番 土井 文彦	18番 三浦 桂寿
19番 高野 寛志	20番 三浦 利通	

---

欠席議員(なし)

---

議会事務局職員出席者

事務局長	加藤 秋男
副事務局長	畠山 隆之
局長補佐	湊 智志
局長補佐	杉本 一也

---

地方自治法第121条による出席者

市長 渡部 幸男  
教育長 鈴木 雅彦  
総務企画部長 船木 道晴  
産業建設部長 佐々木 一生  
企業局長 佐藤 盛己  
総務課長 目黒 雪子  
税務課長 田口 好信  
健康子育て課長 福田 ひとみ  
福祉事務所長 伊藤 文興  
観光商工課長 伊藤 徹  
病院事務局長 柏崎 潤一  
学校教育課長 吉田 雅美  
監査事務局長 三浦 秋広  
選管事務局長 (総務課長兼任)

副市長 杉本 俊比古  
監査委員 湊 忠雄  
市民福祉部長 原田 良作  
教育次長 木元 義博  
企画政策課長 藤原 誠  
財政課長 八端 隆公  
生活環境課長 山田 政信  
介護サービス課長 佐藤 庄二  
農林水産課長 武田 誠  
建設課長 佐藤 透  
会計管理者 菅原 信一  
生涯学習課長 鎌田 栄  
企業局管理課長 菅原 長  
農委事務局長 (農林水産課長兼任)

午後 2時01分 開 議

○議長（三浦利通君） これより、本日の会議を開きます。

---

○議長（三浦利通君） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

---

日程第1 議案第61号から第64号までを一括上程

○議長（三浦利通君） 日程第1、議案第61号から第64号までを一括して議題といたします。

この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に総務委員長の報告を求めます。13番畠山富勝君

【13番 畠山富勝君 登壇】

○13番（畠山富勝君） 総務委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

はじめに、議案第62号男鹿市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についてであります。

本議案は、地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴い、本市における雇用機会の創出、その他の地域の活力の再生を目的に、本社機能の事務所等に移転又は拡充した者について、固定資産税の不均一課税を実施するため本条例を制定するものであります。

本案について、委員より、第1点として、本社機能の移転等に係る本条例と工場等の誘致に係る男鹿市商工業振興促進条例の適用業種について質疑があり、当局から、男鹿市商工業振興促進条例は、対象施設に係る固定資産税について3年間の課税免除を、本条例は、固定資産税の3年間の不均一課税を実施するものである。男鹿市商工業振興促進条例においては、事業者が設置する施設が工場や研究施設の場合、業種の制限はないものの、工場等以外の場合は情報通信業、運輸業、卸売業、宿泊業等、8分類の業種に限定されるが、本条例では地方活力向上地域への本社機能移転・拡充を行うという要件を満たせば、業種の制限はないものであるとの答弁があったのであります。

さらに委員より、本社機能が移転してきた場合において、当該事業者が男鹿市商工業振興促進条例の対象業種である場合、本条例との適用について、どのように整理するのかとの質疑があり、当局から、両条例は対象要件が一部重複する部分はあるが、対象要件、業種に違いがあり、雇用についても男鹿市商工業振興促進条例では、新たに雇用した市民の常勤職員が5人以上という要件であるのに対し、本条例については、増加雇用者が10人、中小企業にあっては5人以上とされている。本社機能の移転等の場合でも、男鹿市商工業振興促進条例の対象となる場合もあるが、本条例では両条例の重複適用を除外しており、仮に企業誘致等により施設が設置された場合、本社機能の要件に該当する施設があったときは、当該事業者がいずれかの制度について申請する形になるので、両条例が存在していても支障を来すことはないものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、委員より、本社機能の移転等に係る対象地域の絞り込みの考え方について質疑があり、当局から、秋田県が策定した本社機能の移転等に係る地域再生計画は、県と市町村が連携して策定したもので、本市の地域の絞り込みについては、市の商工部門が担当したものである。本社機能の移転等の対象地域の絞り込みについては、新市建設計画の各地区をゾーニングした土地利用構想を踏まえ、都市計画区域をもとに対象地域を選定するのが妥当と考えたもので、法律上、昼夜間人口比率や一定の産業が集積されていること、事務所等の集積を図る地域として具体的な計画の対象となっていること、災害の危険性などさまざまな要件について定められており、これらを踏まえて船川港、船越地区の工業専用地域、準工業地域、近隣商業地域の区域を中心に絞り込んだと伺っているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第63号男鹿市議会議員及び男鹿市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、市議会議員及び市長の選挙における候補者の選挙運動費用に関する公費負担の限度額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について委員より、第1点として、直近の市議選における選挙運動に係る公営

費負担の実績について質疑があり、当局から、平成26年の市議会議員選挙の際の公営費について、候補者22名のうち車代については、ハイヤーを使用した候補者8名で、全候補者が限度額に達していたものである。レンタカーを使用した候補者は14名で、うち1名が限度額に達し、13名は限度額未満であった。また、レンタカーの運転手については、請求のあった13名の候補者が限度額に達していた。なお、レンタカーの燃料費については、全員が限度額の半額以下であった。ポスターの単価については、ほぼ全候補者が限度額に近い額であり、1枚当たりのポスターの限度額2千256円に対し、候補者の平均額は2千204円であった。限度額の合計については、ハイヤー使用とレンタカー使用で個々に違いはあるが、候補者22名の限度額の合計は1千564万3千36円、そのうち公費負担として支払われたものが1千480万346円、率にして94.6パーセントとなっているものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、委員より、消費税増税に係る限度額の引き上げだが、社会情勢等が厳しくなっている中、選挙公営に関して十分市民に理解されていないのではないか。この条例改正を機会に、選挙運動の公費負担制度について、さらに周知を図っていくべきでないのかとの発言があり、当局から、選挙運動に係る公費負担については、直接候補者に支払うものではなく、事業者へ支払うもので、消費税の引き上げに伴い費用等が増額となっていることから、今回、公職選挙法施行令の改正にあわせて条例改正を行うものであるが、消費税引き上げは市民にとっても負担が増していることでもあり、選挙運動に係る公費負担については、これまで以上にさまざまな機会の中で選挙公営の目的、制度の内容について、十分に周知に努めていきたいとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については、異議なく、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。12番船橋金弘君

【12番 船橋金弘君 登壇】

○12番（船橋金弘君） 予算特別委員会に付託されました議案第64号の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、9月8日に開会し、補正予算について補足説明を受けた後、質疑を行ったのであります。

この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点について、ご報告申し上げます。

第1点として、複合観光施設整備について。

一つとして、6月定例会後の市当局の動きと、今後、議会への報告のあり方について。

二つとして、12月定例会への実施設計関連予算提案の考え方について。

三つとして、公設民営のための運営会社設立の進捗状況について。

第2点として、観光誘客宣伝費の予算内容と今後の観光客誘致のための考え方について。

第3点として、このたびの補正予算における備品購入費減額の内容とその理由について。

第4点として、総合行政情報システム関係予算の具体的な内容について、などの質疑に対し、当局から、それぞれ答弁があったのであります。

本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査いたしましたのであります。

各分科会とも、すべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を再開し、各分科会委員長から詳細な報告があったのであります。

以上の審査の経過により、本委員会に付託されました議案第64号平成28年度男鹿市一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（三浦利通君） 次に、決算特別委員長の報告を求めます。14番船木正博君

【14番 船木正博君 登壇】

○14番（船木正博君） 決算特別委員会に付託されました議案第61号平成27年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る12日開会し、正副委員長互選の後、会計管理者から一般会計及

び各特別会計に係る補足説明と、監査委員から決算審査における総括意見を受け、審査を行ったのであります。

この際、その決算の概要については省略させていただき、質疑されました主な点について、ご報告申し上げます。

第1点として、元税務課職員による公金着服事件について。

一つとして、市としての責任の所在と今後の対応について。

二つとして、各特別会計における現金不足額に対する一般会計からの繰り出しについて。

三つとして、時効の考え方とそれを阻止するための方策について。

四つとして、決算書における個人返還金等の記載状況について。

五つとして、損害賠償金額の確定時期について。

六つとして、決算書における記載内容等のあり方について。

第2点として、収入未済額の内訳とそれを解消するための方策並びに市債残高が増加した理由について。

第3点として、第14回男鹿日本海花火の観客数及び収支状況等の詳細について。

第4点として、家庭系ごみ有料化の考え方と今後の取り組みについて。

第5点として、マイナンバーカードに係る収支額及びその効用等について。

第6点として、男鹿市における農業生産額と独自の農業振興策及びその推進方について。

第7点として、男鹿なまはげロックフェスティバルへの補助金のあり方とその経済効果について。

第8点として、財政調整基金の現在高と目標額の考え方について。

第9点として、なまはげの里おが応援寄附金に対する謝礼の考え方及び返戻品の内容について。

第10点として、グリーンプラン・パートナーシップ事業調査等の内容と複合観光施設への活用について。

第11点として、市税における基本的な不納欠損の考え方について。

第12点として、固定資産評価額の違いのあり方について。

第13点として、活用施設が決まっていなかった中のグリーンプラン・パートナー

シップ事業の試算のあり方について。

第14点として、ブラウブリッツ、ノーザンハピネッツ及びノーザンブレッツ支援補助金の算出根拠と今後の助成について。

第15点として、観光誘客宣伝費による観光アドバイザーの取り組み内容について。

第16点として、なまはげの里おが応援寄附金と市税減額分について。

第17点として、ナラ枯れの実態調査とその処理状況について。

第18点として、地域振興基金の運用状況について。

第19点として、統合校における学校備品の処分の仕方及び地域への活用方策について。

第20点として、収入未済額縮減のため、庁内一体となった取り取みの考え方について。

第21点として、なまはげ館におけるインバウンド者数及び多言語音声ガイドシステム等の利用者数について。

第22点として、防災情報等メール配信業務の内容とイベント等への活用について。

第23点として、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設における待機者数とその解消策について。

第24点として、健幸行政推進のためのプログラム内容と検診率を上げるための方策について。

第25点として、退職者国保制度とその内容について。などの質疑に対し、当局から、それぞれ答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第61号平成27年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定については、起立採決の結果、不認定とすべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（三浦利通君） これより各委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許します。1番佐藤巳次郎君

【1番 佐藤巳次郎君 登壇】

○1番（佐藤巳次郎君） 議案第61号平成27年度男鹿市一般会計及び診療所特別会計を除く各特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論させていただきます。

平成27年度決算審査は、重要な課題がありました。それは、元税務課職員による公金着服事件であります。

事件の発覚は平成27年6月15日、税務課職員から総務企画部長に対し、市税の領収書が発行されているにもかかわらず市税が収納されていない事案を確認したとの報告がなされたことに端を発し、その後の調査により、元職員は平成19年から長期にわたり税金等を着服していたことが判明したわけであります。

そして、元職員は、9月2日に業務上横領の疑いで逮捕され、平成28年4月20日、判決公判で懲役4年6カ月となり、結審しました。

市では、平成27年6月22日に男鹿市公金着服事件調査委員会が設置され、事件の解明等に当たり、ことしの6月6日に最終調査報告書が議会に出されております。被害額の合計は4千550万46円という多額となっております。

今回審査した一般会計歳入歳出決算書には、公金横領による現金不足額として1千182万2千505円の現金不足額として書き込まれております。以下、国民健康保険特別会計では2千909万6千678円、介護保険特別会計で65万3千240円、後期高齢者医療保険特別会計で13万6千920円と、それぞれ公金横領による現金不足額として記載されております。

男鹿市始まって以来の異常で不名誉な決算となりました。

また、議会でも着服が起きた原因究明及び再発防止に向けた取り組みを検査するとして、平成27年6月30日、検査特別委員会を設置し、平成27年11月20日に委員会検査報告書が提出されております。

今回の事件は、男鹿市の名誉を傷つけ、市政の信頼を根幹から揺るがし、市民の信頼を取り戻すことは容易ではありませんが、職員の皆さんは事件を真摯に受けとめ、

再発防止と公務員としての自覚を持ち、法令遵守と倫理意識を持って職務に当たることが重要であります。

昨年の26年度決算審査は、事件の直後であり、まだ全容解明はされておりましたが、議員全員の反対で一般会計、特別会計決算を不認定としました。当然の結果と考えます。

全容が明らかになった今回の平成27年度決算認定は、なぜか決算特別委員会での採決結果は、13対6で決算は不認定となったものの、賛成者が出たことに驚いてしまいました。

平成27年度に発覚した事件であり、その前年度の決算認定では、26年度にも公金横領の事実があったとして、全議員で不認定にしたものと認識しています。私は、ぜひ27年度決算の認定に賛成するとしたなら、賛成討論をして、市民のその立場を明らかにする必要があると考えます。

また、決算特別委員会で賛成したとしても、本会議の採決で反対することも、あり得ることでもあります。

私は、27年度に起きた市税や国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を納付している全市民にかかわる公金横領事件であります。議会として、全議員の意思として不認定とすることが、市民への責務であり、市職員全員への責務であるとも強く考えております。全員一致で反対されることを願って、反対討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（三浦利通君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

ほかに討論ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、ただいま討論がございました議案第61号平成27年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は不認定でありますので、原案について採決いたします。本件は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通君） 起立少数であります。よって、議案第61号は、不認定と決し

ました。

次に、議案第 6 3 号男鹿市議会議員及び男鹿市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(三浦利通君) 起立多数であります。よって、議案第 6 3 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 6 2 号及び第 6 4 号を一括して採決いたします。本 2 件に対する委員長の報告は可決であります。本 2 件は各委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、議案第 6 2 号及び第 6 4 号は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程追加の件

○議長(三浦利通君) 次に、お諮りいたします。ただいま議会議案第 3 9 号が提出されました。この際、本件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(三浦利通君) ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### 日程第 2 議会議案第 3 9 号を上程

○議長(三浦利通君) 日程第 2、議会議案第 3 9 号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、提案理由の説明及び質疑並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議会案第39号を採決いたします。本件については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、議会案第39号は、原案のとおり可決されました。

---

### 地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、子育て支援、医療・介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持、教育など、多くの事務が国の法令によって実施が義務付けられており、果たす役割が年々拡大しています。さらには、「まち・ひと・しごと創生事業法」等に基づく地域経済活性化対策の取り組みなど、新たな政策課題に対応する必要に迫られています。

一方で、この間地方で進められた様々な改革などによって、公共サービスを担う人材は大幅に減少し、新たな行政ニーズへの対応が困難となる危険性も指摘されています。しかしながら、地域住民が安心して生活するためには、安全で良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されることが必要であり、人材確保を積極的に進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を図らなければなりません。

このような状況下、政府においては、平成27年6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」の具現化にむけて、税制改革を含む財政再建への議論が進められています。とりわけ、地方歳出のあり方については、国・地方のプライマリーバランス改善を目標とした地方財政計画上の歳出抑制が不可欠とされて

います。

本来、地方交付税は、全ての地方自治体が標準的な行政水準、いわゆる「ナショナルミニマム」を確保できるよう財源保障するものであるとともに、地方自治体間の財源格差を是正する機能を有しています。果敢に取り組むべき財政再建が、次世代のための経済再生を腰折れさせてはならないことは当然であり、財政再建目標を達成するために地方財政が縮小され、真に不可欠なサービスが削減されれば、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このことから、2017年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、経済再生と財政再建の好循環を実現するために、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

## 記

1. 増大する地方自治体の財政需要の算定にあたっては、地方一般財源総額の確保をはかるとともに、普遍的な経費として算定し法的安定性を確保すること。
2. 地域医療、介護、子育て、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。
3. 環境対策や公共施設等の維持補修・安全対策等、中長期的に必要度が増すと予想される財政需要を的確に推計し、合理的かつ妥当な水準を確保・保障すること。
4. 法人税や地方法人二税、自動車取得税をはじめ、地方財政に影響する各種税制の廃止、減税、見直しを行う場合には、自治体の財政運営に支障が生じることがないよう代替財源を確保すること。また、自治体裁量による税率決定を促進するため、地方税にかかる制限税率を緩和すること。
5. 小規模自治体に対する地方交付税算定については、段階補正の復元や、市町村合併により生じた新たな財政需要に対応するため、算定方法を改善すること。また、雇用や環境などに配慮した交付税配分とすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

平成28年9月21日

秋田県男鹿市議会

議長 三浦利通

内閣総理大臣 安倍晋三様

財務大臣 麻生太郎様

総務大臣 高市早苗様

経済産業大臣 世耕弘成様

内閣官房長官 菅義偉様

内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

石原伸晃様

内閣府特命担当大臣（地方創生・規制改革担当）

山本幸三様

---

#### 日程追加の件

○議長（三浦利通君） 次に、お諮りいたします。ご配付しております議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

#### 日程第3 議員派遣の件

○議長（三浦利通君） 日程第3、議員派遣の件を議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第159条の規定により、ご配付いたしておりますとおりの議員を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通君） ご異議なしと認めます。よって、ご配付いたしておりますとおりの議員を派遣することに決しました。

---

○議長（三浦利通君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて9月定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

---

午後 2時32分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

議 長 三 浦 利 通

議 員 中 田 謙 三

議 員 小 松 穂 積